法政大学	政策創造研究科政策創造専攻修士課程
関東学院大学	材料・表面技術マイスタープログラム
東洋英和女学院大学	人間科学研究科人間科学専攻修士課程臨床心理学領域
	国際協力研究科国際協力専攻修士課程
光産業創成大学院大学	レーザーによるものづくり中核人材育成講座プラス実習コース
日本赤十字豊田看護大学	看護教育プログラム
	看護研究プログラム
大阪保健医療大学	保健医療学研究科保健医療学専攻生活機能支援学分野脳神経疾患身体障害支援学領域
関西大学	海外子会社の経営を担う人材を養成する大学院教育プログラム
関西国際大学	看護学研究科看護学専攻修士課程専門看護師コース
	特別支援教育コーディネーター養成コース
川崎医療福祉大学	医療福祉マネジメント学部医療秘書学科クリニカルセクレタリー育成プログラム
吉備国際大学	知的財産履修プログラム
広島文化学園大学	看護学研究科看護学専攻認知症看護エキスパート養成プログラム
四国大学	四国大学実践的小学校英語指導者育成プログラム
久留米工業大学	デジタル時代の機械設計技術者育成講座
大垣女子短期大学	幼児教育学科子どもの発達と援助学コース
高山自動車短期大学	自動車工学科自動車工学コース
	自動車工学科自動車経営コース
	自動車工学科自動車電子コース
	自動車工学科二輪整備コース
	自動車工学科車体整備コース
愛知文教女子短期大学	生活文化学科生活文化専攻履修証明プログラムビジネスコース
	生活文化学科生活文化専攻履修証明プログラムメディカルコース
園田学園女子大学短期大学部	保育実践力Upプログラム

○農林水産省告示第十号

平成十七年五月六日農林水産省告示第八百五十六号（外国人漁業の規制に関する法律第二条第七項の農林水産大臣の指定する船舶を定める件）は、平成二十九年二月三日限り廃止する。

平成二十九年一月五日

農林水産大臣　山本　有二

○農林水産省告示第十一号

畜産物の価格安定に関する法律（昭和三十六年法律第百八十三号）第三条第一項の規定に基づき、平成二十九年度の指定食肉の安定価格を次のように定めたので、同条第六項の規定に基づき、告示する。

平成二十九年一月五日

農林水産大臣　山本　有二

一　畜産物の価格安定に関する法律施行規則（昭和三十六年農林省令第五十八号。以下「規則」という。）第三条第一項第一号に規定する豚半丸枝肉一キログラム当たりの安定基準価格及び安定上位価格は、次に掲げる額（消費税額分を含む。）とする。

㈠　皮剥ぎ法により整形したもの

安定基準価格　四四〇円

安定上位価格　五九五円

㈡　湯剥ぎ法により整形したもの

安定基準価格　四一〇円

安定上位価格　五五五円

二　規則第三条第二項第一号に規定する牛半丸枝肉一キログラム当たりの安定基準価格及び安定上位価格は、次に掲げる額（消費税額分を含む。）とする。

安定基準価格　九〇〇円

安定上位価格　一、二一五円

○農林水産省告示第十二号

肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和六十三年法律第九十八号）第五条第一項の規定に基づき、平成二十九年度の肉用子牛の保証基準価格を次のように定めたので、同条第八項の規定に基づき、告示する。

平成二十九年一月五日

農林水産大臣　山本　有二

肉用子牛の保証基準価格は、次に掲げる額（消費税額分を含む。）とする。

品種	保証基準価格
黒毛和種	一頭につき、三三九、〇〇〇円
褐毛和種	一頭につき、三〇九、〇〇〇円
黒毛和種及び褐毛和種以外の肉専用種の品種	一頭につき、二二一、〇〇〇円
乳用種の品種	一頭につき、一三六、〇〇〇円
肉専用種と乳用種の交雑の品種	一頭につき、二一〇、〇〇〇円

○農林水産省告示第十三号

肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和六十三年法律第九十八号）第五条第二項及び肉用子牛生産安定等特別措置法施行令（昭和六十三年政令第三百四十七号）第二条ただし書の規定に基づき、肉用子牛の合理化目標価格及びその合理化目標価格の決定の単位となる期間を次のように定めたので、同法第五条第八項の規定に基づき、告示する。

平成二十九年一月五日

農林水産大臣　山本　有二

一　肉用子牛の合理化目標価格は、次に掲げる額（消費税額分を含む。）とする。

品種	合理化目標価格
黒毛和種	一頭につき、二八二、〇〇〇円
褐毛和種	一頭につき、二五九、〇〇〇円
黒毛和種及び褐毛和種以外の肉専用種の品種	一頭につき、一五〇、〇〇〇円
乳用種の品種	一頭につき、九三、〇〇〇円
肉専用種と乳用種の交雑の品種	一頭につき、一五二、〇〇〇円

二　一の合理化目標価格についての肉用子牛生産安定等特別措置法施行令第二条ただし書の農林水産大臣が別に定める期間は、平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までとする。